

第十八部

第二回参議院決算委員会會議錄第一号

昭和二十三年一月二十八日(水曜日)

午前十一時十五分開会

委員氏名
委員長
理事

下條 康廣君
太田 敏兄君
西山 龜七君
山下 義信君
岩崎正三郎君
田中 利勝君
吉川末次郎君
今泉 政喜君
北村 一男君
中川 幸平君
田方 進君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君
平野善次郎君
深川タマエ君
小野 哲君
駒井 藤平君
鈴木 憲二君
伊達源一郎君
帆足 計君
山崎 恒君
兼岩 傳一君
千田 正君
小川 友三君
西田 天香君

○委員長(下條康廣君) それでは只今から決算委員会を開きます。最初に昨年十二月十七日に当委員会の専門調査員になられました藤田友作君を御紹介したいと思います。同氏は長らく東亜研究所の理事をしておられました。そしてかような方面の調査には極めて堪能な方でありまして、非常に喜んでおります。御紹介申し上げます。藤田友作君であります。

○専門調査員(藤田友作君) よろしく。

○委員長(下條康廣君) 次に昨年の決算委員会最後の場合同じますが、行政機構に關して、自發的に委員会において調査したという御意見が強くありました。その趣旨は、法務廳設置法案等の本会議上程の際におきまして、委員長からその趣旨を述べてありますので、この間山崎総理のお話を伺いまして、自分の方もやるが、あなた方も一つ考えて下さいということでありました。是非行政機構に關する調査を始めたらどうかと思ひますので、これは議案がありませんから、参議院規則第三十四條によりまして調査承認をやるわけでありまして、一議案を作りまして下さい。

○委員長(下條康廣君) 専門調査員朗読

行政機構等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 行政機構等に関する調査。

一、調査の目的 行政機構及び公務員の規律について一般の調査を行い、本委員会の審議に資する。
一、利益 行政機構の刷新改廃及び公務員の綱紀端正を図り、國政運用の円滑合理化に寄與する。
一、方法 關係官から説明聴取、資料の提出を求め、且つ必要に應じて実地調査を行う。
一、期間 今期國會開会中。
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

ましては、終戦連絡事務局がその面に當つて來たのであります。占領當時におきましては、國內諸機關の側におきましても、又占領軍當局の側におきましても、相互の機構に不案内であり、従つてその間において終戦連絡事務局は行政の各般に亘り、兩者の連絡の窓口としての機能を果たして來たのであります。その後漸次總司令部各部局及び日本側各機關において、その所管の事務につき相互に直接連絡の途が拓かれることになりまして、終戦連絡事務局が連絡を行う事務の内容は漸次に減少して來た実情であります。これは直接連絡の便宜及び必要の点から生ずる當然の帰結であります。併しなから他面この結果占領軍當局との連絡に關連して各省事務の綜合調整を行う必要が痛感されて來た次第でありまして、この点については總司令部側においても強い希望があり、ここに終戦連絡事務局を廢止して、新たに内閣總理大臣の管理の下に、連合國官憲との連絡に關する事務、及びこれに關連する各省事務の綜合調整に關する事務を掌るために、連絡調整事務局を設けんとする次第であります。これに伴ひ必要となつた外務省機構の一部改革をするというのが、この法案の趣旨であります。

す。そうして中央に連絡調整中央事務局を置くと共に、所要の地に連絡調整地方事務局、これは従來終戦連絡の地方事務局と稱しておつたものを充てるわけでありまして、地方事務局を置くことにしております。又新機構の最も重要な機構の一つであるところの連合國官憲との連絡に關する各省事務の綜合調整に關する事項を審議するため、連絡調整事務局に連絡調整委員会を置くことができるようになっております。向連絡調整事務局においては特殊財産——といひますと、戦時中に掠奪、徵發等によつて内地に運んで來た財産が主たるものであります。及び賠償に關する事務を掌ることとして、それにつきましてもは外務大臣又は賠償廳長官は連絡調整地方事務局の長を指揮監督することができるとしてあります。而して終戦連絡中央事務局管理に關する事務は今般外務省に特殊財産に關する事務は今般外務省に移管されることとなり、又従來終戦連絡中央事務局の賠償部において取扱つておりました賠償に關する事務は、別に政府より提出いたしました賠償臨時設置法案によつて設けらるべき賠償部に移されることになっております。が、この兩者の事務につきましても新たに地方機構を設けることを避けて、連絡調整地方事務局をして地方的事務の処理に當らしめることが適当と考えられますので、その趣意によつて右の規定を設けておる次第であります。向外務省機構の改正につきまして

本日の會議に付した事件
○行政機構等に関する調査承認要求に關する件
○賠償臨時設置法案(内閣送付)
○連絡調整事務局臨時設置法案(内閣送付)

○委員長(下條康廣君) 速記開始。
○國務大臣(山田均君) 只今議題となつております連絡調整事務局臨時設置法案の提案の理由を説明いたします。連合國官憲による日本占領の開始以來、政府と連合國官憲との連絡につき

次は連絡調整事務局の機構の概略を申し上げます。その所管は、前述べましたように、連合國官憲との連絡に關する事務、及びこれに關連する各省事務の綜合調整に關する事務であります。

次は連絡調整事務局の機構の概略を申し上げます。その所管は、前述べましたように、連合國官憲との連絡に關する事務、及びこれに關連する各省事務の綜合調整に關する事務であります。

を認め、種々研究を重ねて参つたのであります。然るに今般終戦連絡中央事

います。
○専門調査員(森莊三郎君) 連絡調整

今年の今後二ヶ月分の予算及びそれが
平年であれば何程の予算を要するであ

の点であります。これも何いた
と思ひます。

が、非常に関心を持つて居るわけであ
りますので、大体この世界の世論が日

本に課する賠償ということについてど
ういうふうな状態でありまするか、大
体の情勢というものを外務大臣からお
聞かせが願ひたいと思ひます。

第二点は、すでに決定いたしましたお
とこの賠償物件の処理、これがどう
いうふうになつておりますか。いわゆ
る兵器でありますとか、軍需工場であ
るとか、すでに指定されております
ものは、私共よく存じませんけれど
も、三百万トン内外あります。それ
らの処理状況がどういふ段階に今な
つておりますかという点を伺いた
いと存じます。

第三は、この賠償物件の撤去作業、
これは相当な仕事であるかと思ひま
すので、この仕事はどういふふう
にして、誰にやらしてやるのでありま
るか、いろいろ協議会とか何とかい
うものをお設けになつておられますか
いふような、極く漠然たることしか承
知いたしていませんので、どういふ
うにしてこの作業の請負などが決ま
つて参りますのか、動もいたしま
すところいふことに利権が伴います
ので、どういふふうにするかという
ことが運ばれておりますか承りたい
と存じます。

第四は、この法案を見ますと、賠
償の長官は國務大臣が当るようにな
つておるようでございます。これは新
たなる國務大臣をお作りになります
お考えでありますか。それならば又場
合によりましては内閣法の改正も必要
になつて参ります。只今のこの内閣
の大臣がご当りになるといふと、ど
なたが手の空いた方がなさいますか。
或いは外務大臣がこれに当りになる、
委任なさるといふ御予定にでもなつてお

りますか。総理が見えておると総
理に伺ふところでありまが、外務大
臣が見えておるとから内閣の御意向
を伺ひたいと思ひます。以上。

○國務大臣(戸田均君) 只今の御質問
にお答えいたします。第一点は詳細を
盡せばいろいろと詳しい書類を委員会
に配付すべきが至当であつたかと思
ひますが、本日はそういう書類を持参し
て御配付していませんが、極く大体
の経緯を説明したいと思ひます。
御承知の通りポツダム宣言の中に連合
國が日本に対して課すべき賠償の問題
が掲げてありますので、主として極東
委員会を中心としてワシントンにお
いて賠償問題の論議が展開されてお
るわけでありまが、これらの詳細なる書類
は公式には何ら日本に送附されてお
りません。各般の事情を綜合して考
へて見た結果の結論を申しますと、一番最
初に賠償案を立案する参考として、い
わゆるボーレー・ミツシヨンの者が
日本に参りまして、ボーレー案と稱す
る賠償第一案が出来上つたのであり
ます。この案は可なり日本に対する賠償
の軍荷を負わせようとする案のよう
であります。連合國內においても種々
の批判的となつたようであります。
その後更にストライキ使節團という
ものが参りまして、新たな観点から賠
償案を立案する任務を託されておつた
ようであります。これもすでに最近報
告書を總べて、合衆國政府に提出する
ことに運んで参ります。

大体的印象を申しますと、その第一
案であつたボーレー案よりも、実情に
即した賠償案が漸次極東委員会にお
いて採用されておる傾向にあると信
じております。その中で傳へ聞くところ
によれば一番問題になりましたのは、連
合國間における賠償の分け前が一つ、
それから賠償を撤去することによつ
て、今後日本に許すべき工業の水準を
如何なる年度に置くか、普通の説に従
えば一九三〇年より三四年の間の程
度を以て、今後日本に許すべき工業の
水準にするというふうに傳へられてお
ります。また、連合國の一部分にお
いては、二〇年代の一時代を以て水準にすべ
きであるという説も聞いております。
この論議は昨年以來続けられてお
りまして、詳細の事情はつきりいたし
ませんが、大体において連合各國間の論
議は終結する一歩手前まで来てお
るというふうに考へております。

それから第四の御質問の國務大臣を
責任官とするという点であります
が、技術の問題はとにかくとして、國
民一般に與える賠償問題の印象が相
當に深刻でありますから、やはりこの問題
についての責任は國務大臣程度の者が
取る必要があるという考へから、國務
大臣を賠償の長官にすることに、案
を立てたのであります。只今のところ
各省の長官たる國務大臣は、賠償に
關する責任を直接には取らない、省を
持たない國務大臣の中から適當なる人
間を選んでは、賠償の長官に立てる案
を立てておるわけでありまが、
それから第二及び第三の御質問は、
實際の事情をよく知つておる政府委員
から説明をいたさせます。

○政府委員(島津久大君) 第二点の、
現に決定しております賠償問題の處理
の現況を申し上げます。現在公式に決定
しております日本關係の賠償問題の根
拠は、極東委員会の中計面でありま

す。これに基きまして總司令部から日
本政府に正式に指示が参つておりま
す。第一の指示は賠償の予定施設を、
工場を指定いたしました、これを良好
な状態で維持管理をして置くというこ
とであります。この対象となつた工
場の約九百あります。引続きまして
その予定施設の三割の範囲内で取立
てをしてよろしいということが、總司令
官にアメリカ政府から指示が参りまし
て、この実施の一部をいたしました。旧
陸海軍工廠の中これは約百工廠あるの
であります。その中の十七の工廠が第
一次の撤去の対象になつております。
この工廠内の工作機械、第二次金屬加
工機械、合せまして約二万台という
ものが現に解体梱包をいたしまして、一
部船積を了したという状況でございます。
これが簡単に申上げました現状で
あります。

第三点の實際の作業をどういふふう
にやつておるかという御質問にお答
えいたします。これは賠償物件は所管官
廳、軍工廠は陸海軍省、民間の一般工場
は商工省、造船所は運輸省、それら
の所管の役所で作業の責任を持ちまし
て、それが解体梱包の作業の具體的な
計画を立てまして、実施の責任を持つ
ておるわけでありまが、解体梱包がで
きまして輸送段階になりますと、運輸
省が全責任を持ちまして所定の港まで
輸送をするということになつておりま
す。この實際の作業をどういふ人にや
らしておるかという御質問でございます
が、これにつきましては適當な業者を
選定いたしました。請負で作業をさ
せることになりました。この選定に対
しましては關係者で十分検討いたしま
した上、賠償協議会というものを作

りまして、官民合同して慎重に審議を
いたしまして、民間の工場、軍工廠い
ずれも解体梱包の段階までの仕事は業
者の枠を決めまして、その枠の中で競
争入札をいたしまして、これで業者を
決定いたします。その競争入札をさせます
際にいろいろの基準を與へまして、價
格でありますとか、いろいろ契約の内
容につきまして基準を與へまして、浪
費のないように努めておる次第であり
ます。輸送に關しましては、競争入札
よりも本當に実力のある業者を選定
いたすことが容易なのであります。競
争入札ではなく隨意契約で業者を選定
する。この選定に當りまして、先程
申しましたように賠償協議会で審議を
いたしまして、慎重に業者を選定いた
してあります。大体以上のような状態
であります。

○千田正君 所管事項に關してちよつ
と御質問申上げますが、この度の連
絡調整事務局並びに賠償の設置に對
しまして、引揚邦人の殘留財産に對
する處理に關する事項は、いづれの方面
において所管されるようになります
か。その点についてお伺ひしたいと思
ひます。

○國務大臣(戸田均君) 在外資産の問
題は御承知の通り日本政府において少
しも發言權を持たない状態になつてお
るのであります。平和條約の際に恐
らく在外資産の措置については、相當
の規定が設けられることと思ひます。
但し從來の資料及び取扱關係上外務省
において或る程度の資料は現在持つて
おり、尙引続き資料を集めておりま
す。差當つてこれらの問題を直接取上
げて實際の事務を運ぶというふうなこ
とが困難な事情にありまが、從來

りまして、官民合同して慎重に審議を
いたしまして、民間の工場、軍工廠い
ずれも解体梱包の段階までの仕事は業
者の枠を決めまして、その枠の中で競
争入札をいたしまして、これで業者を
決定いたします。その競争入札をさせます
際にいろいろの基準を與へまして、價
格でありますとか、いろいろ契約の内
容につきまして基準を與へまして、浪
費のないように努めておる次第であり
ます。輸送に關しましては、競争入札
よりも本當に実力のある業者を選定
いたすことが容易なのであります。競
争入札ではなく隨意契約で業者を選定
する。この選定に當りまして、先程
申しましたように賠償協議会で審議を
いたしまして、慎重に業者を選定いた
してあります。大体以上のような状態
であります。

通りやはり外務省の管理局の一部において取扱うことに従来通り残ると思ひます。特に新たな官廳においてこれを取扱うというような機構にはなつておりません。

先程説明をいたしましたときに、申上げなかつた点について、一二補足をいたして置きたいと思ひますが、今回終戦連絡事務局が廃止されましたが、その事務が二三の官廳に分れて、或いは連絡調整局となり、賠償局となり、一部分は外務省に残る。その際人員及び予算の問題をどういうような方針で決定したかという点を附加して申上げて置きたいと思ひますが、政府は行政整理に当面しておる今日でありまして、新設の人員及び予算を要求することとは極力これを抑えております。従来終戦連絡事務局が持つておつた人員及び予算を大部分そのまま総務局の方に移すということになりますから、これがために外務省においても新たに二部を設けることとしたとしても、特にこれがために人員を増加することはいたしません。配置轉換によつて新たな部の部員を補充することにしております。

それから賠償問題、この点はもう少し詳しく内部の構成を政府委員より説明させますが、賠償問題につきましても、大部分従来通り機構を持続して賠償を作るのでありますから、新規の人員を採用する人件費を従来よりも特に著しく必要とすることはない仕組にいたしております。尙賠償の細かい機構につきましては、政府委員より説明を附加させていただきます。

○小野重吉 ちよつと今のことに關連して、今大臣から賠償問題の組織の細目

について御説明を政府委員からされるということのお話でございますが、私からそれに関連して伺ひたいことは、今度終戦連絡事務局を廃止して、その連絡調整のために連絡調整事務局をお作りになる。この場合に従来終戦連絡事務局の所管として、各地方にや

はり終戦の出先機関があつたわけでありまして、同時に府縣廳というような地方官廳にも、府縣の事務として渉外的な事務を担当する課というやうなものもあつたように記憶いたしてあります。と共に終戦連絡事務局の支局なり出張所というものもあつた。その際連絡調整事務局ができました、この法律案の第八條によりまして、地方事務局が所定の地点に置かれることになつておりますが、従来地方の出先機関というものが非常に多いことは、外務大臣も御承知の通りかと思ひますが、この際連絡調整地方事務局が所定の地点に置かれますと共に、地方官廳との關係をどういうように御調整になつて行くか。この点を賠償問題の仕事の方は連絡調整地方事務局の方でやりますので、この点はまあ一本になるかと思ひますが、全体として渉外事務が地方官廳との關係においてどういふふうな今後運用されて行くか。これを関連して御説明をお願いしたいと思います。

○國務大臣(戸田均) 出先機関を整理統合し、或いは廃止する必要があるということは、政府も前から感じておるのであります。そういう見地から今度の終戦連絡の地方事務局をどうするかというのを相当研究いたしました。が、御承知の通り、これらの機関は主として占領軍官憲との連絡に當る機関でありまして、先方の意向を知

ることが必要であると考えましたので、相當の連絡を以て第八軍司令部とこの点についての意見の交換をしたわけでありまして、ところが先方側の意向は、終戦連絡事務局を廃止することは反対である。のみならず、府縣によつては終戦連絡事務局がないために、連絡の満足に行われない地方も相當の数にある。第八軍司令部としては、むしろ今日以上に連絡事務局の数を増し、人員を強化することを希望する、というやうな意向がはつきりいたしたのであります。事実今日までの経過を見ると、今直ちに終戦連絡事務局を廃止することは事實上に適しないと考えておりますので、その意向は内閣の行政調査部の方にもすでに通達をいたしておるわけでありまして、

○小野重吉 更に追加して今の車輛に關してお伺ひいたしますが、そうしますと、現在ある終戦連絡地方事務局であります。これは今同連絡調整地方事務局というものが第八條で以て限定されておりますので、存置すべきものは、この新たに作られようとする連絡調整地方事務局の出張所というやうな形式で存置される御意向でありますか。この点を伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(戸田均) 只今のお話の通りであります。終戦連絡事務局が今度内閣において名前を変えた連絡調整事務局になり、地方の終戦連絡事務局の支局が地方事務局になるというので、内容は殆んど変化はありません。これを総整理において統轄するということになり、従つて連絡調整事務局の配下に移動するというだけの相違なのであります。

○小野重吉 附則の第十三條に「この法律施行の際に設置する連絡調整地方事務局の出張所は、次の通りとする。」ということ、ここに教へ所掲げてあります。が、もつと沢山ある、若し終戦事務局の地方事務局を連絡調整地方事務局の出張所として位置するということになりますと、この法律施行の際ににおいても相當外にあるのではないかと、いふやうに想像されるのであります。けれども、その点如何でございますか。

○政府委員(大野勝巳) それは現在の通りでございます。ただ諸般の關係から熊本の事務局を落しまして、本法施行の時には出張所にするというだけでございます。

○委員(下條隆慶) それでは午後二時から續けて参ります。

午後零時五十分休憩

午後二時二十九分開会

○委員(下條隆慶) それでは午前中に引続きまして決算委員会を開きます。午前中に御決断願ひました行政機構等の調査に關する承認のことが、やはり午前中の議院運営委員会において可決されました。いづれ最近の本会議においてそれが通過することと思ひます。よつてどうぞその場合におきましては、いろいろ行政機構、或いは官吏制度に關して、官制修正等に關して十分いろいろ御案を出し願ひたいと思ひます。

それでは賠償臨時設置法案外一件につきまして午前中に引續いて質問を続けたいと思ひます。

○中川幸平 両法案共臨時と云うなつておりますから、どうでもよさそうでありまして、この機会に一、

二お尋ねしたいと思ひます。

前の議會で行政機構の改革問題が二、三ありまして、労働省の設置問題などもかゝつた思ひして、法務省の設置問題或いは建設院の設置問題にしまして、その際に痛切に感じましたことは、どうもこの行政機構の改革が行き当たりつたりのやり方と思ひてなからん、司法省の大部分が最高裁判所に移る、その残りを法制局と一緒にして法務省を拵えてはどうか、或いは内務省の解体に伴ひ國土局をどこへやつたら建設院を拵えるというやうに、その當事者の方々の考えで、かような大切な行政機構の改革をなさるやうに思ひてならない、そこで行政機構の調査を担任せられておる齋藤國務大臣にその態度承つて見ますと、その通りで全部が行政調査部の調査に掛かつておらないということ、その都度言明されておられるのでございまして、苟くも行政機構の改革に當つてはその担当の方の意見のみでやられるというところは非常に國家としても不幸なことである、考えなければならん事柄であつて、内閣全般が如何様にした方が最もいいだらうかということによつて、やつて貰ふなければならんということを上上げておつたやうな次第であります。この両法案共臨時となつておりますが、この連絡調整というものは占領軍がある間必要な官廳であつて、決して臨時的ではないやうな考え方、決しう考えますか、お尋ね申上げる次第であります。

又この連絡調整と賠償問題とこれと二つの官廳にする必要があるかどうかという

○小野哲君 ちよつと今のことに関連して、今大臣から賠償の組織の細目

関は主として占領軍官憲との連絡に当る機関でありまして、先方の意向を知

配下に移るといふだけの相違なのであります。

つておりますから、どうでもよきものでありますけれども、この機会に一、

又この連絡調整と賠償問題とこれを二つの官廳にする必要があるかどうか

か、これらを総合的に合した官廳が最も適當するのではないかと考へて持つのであります。かように賠償と連絡調整事務というように分れておることが、却つて不便な感じがいたすのであります。果してこれであ

るならば、賠償の設置することになった訳であります。

お話のように賠償は非常に簡単な組織になつておる。國務大臣が長官になり、次長が一名、あとは六人の課長で、各省からそれぞれ採つた充實した人員で仕事をやるという極めて簡素な形になつておりますが、この先例は例

えは決裁の設置案で御覽になりまし

た通り、從來部とか局とかいうことに

対する一つの先入感がありまして、局といへば教が幾つもあつて、百人、二百人、三百人の人間が働くのが局といふふうな考へ方で、從來の行政機構ができておつたのであります。法務省の例で御承知の通り、責任の輕重に従つてその地位の上下を決めるのであつて、必ずしもその下に働いておる人数の多寡によつて責任者の地位を、高い低いと決めるわけではないという考へ方に最近變つておりました。そういう意味において、例えば外務省の資料部であるとか、或いは特殊財産部のごときを部にしましたのは、必ずしもその部下が数が多いという意味ではありません。相當の経験、経験のある年齢の人間を責任を取るといふ地位に置かないと、相當の判断を以て仕事を決済することに不便な場合が多いために、必ずしもその部内の人數の多寡に拘わらず、或る程度の経験のある、地位のある人間をその長にする、こういう考へ方である。そういう意味において、賠償といつても人數は極めて僅かであるという感を必ず與えるかと思ひます

が、その理由は只今御説明申上げたやうなわけでありまして、調整連絡局の方の仕事と賠償の仕事とは、相手方から申しまして又仕事の性質から申しまして、余程趣を異にしておりまして、賠償の事業は主として大部分が現業であります。現実に賠償を撤去し、これを搬送する準備をするという現業が大部分を占めるのであります。そ

ういふ關係上二つに分けましたわけでありまして、それから臨時といふ文字を果してどの程度に解釈するかといふことであります。例へば石炭の國家管理法、これは臨時法であります。臨時法であります。期限は三年と限つてあります。今回提案しました二つの法律案のうちで、賠償の方は必ずしも平和條約が効力を生じたときに、賠償問題のすべての解決がつくとは思ひませ

ん。場合によつては今後相當の年月に亘つて事務が存続するかも知れません。調整連絡の方の事務は、占領軍が撤去する即ち平和條約が効力を生じた際には、いづれにしても占領軍は撤去するものと予想しておりますから、そのときにはすべての海外事務は一元的に外務省が管掌することになりますから、そういう官廳における調整連絡事務局はそのときを以て廢止する。これはお説の通りいふ講義と條約が効力を生ずるかといふ見通しは、今日何ともつき兼ねると思ひますが、先ず今後

の考へ方としては、そう長期に亘つて現狀が維持されるものとは考えられな

いといふ観測から、臨時といふ文字を附けたわけでありまして、大體こういう程度の期間のものを臨時といふことは、從來の慣例から見

て、差支へはなからうといふふうに考へて、特にそういう文字を附けたわけでありまして、

○澤川タマエ君 先程の外務大臣の御答弁と関連いたしましたちよつと尋ねておきます。講和會議終了後におきまして、連合軍は大体において引揚げ

る御予想はおつきになるのでござい

ます。その後の日本の國內の治安維持は大體どういふふうになるか、御予想は

○國務大臣(青田均君) 平和條約が効力を生ずれば、外國の連合軍が日本國內に残ることはあり得ないと思ひます。その際に國內の治安は國內の警察力によつて維持して行くのが唯一の方法でありまして、警察といふ言葉の中にどの程度の武器を携帯する者を警察官と言ふかといふことは、これも恐らくは平和條約の締結の際に或る程度の了解はつくことと思ひますが、國內治安は無論警察力によつてこれを維持するといふ以外に途はないと、かように考へております。

○澤川タマエ君 もう一つ續けてお尋ねいたしますが、どのくらいな警察人員を置かれるのかよく分りませんけれども、將來若し過去にその不安があつたような労働動勢が激しくなりまして、暴力革命の虞れが懸念されるような場合の内地の治安維持、それに万全が期せられるのでございませうか。

若しそういう場合に日本の國內の警察力だけで維持し兼ねるような場合、果たしてどういふ結果が起るでございませうか。又外國のお力を借りなければなら

ない状況になるのでございませうか。そのあたりが、非常に不安に存じますのでお尋ねいたします。

○國務大臣(青田均君) 將來の日本の警察力がどの程度まで必要であるかといふことは現在の情勢から申せば、必ずしも日本政府の自由の意思によつて決定できない場合もあり得ると思ひます。現に第一次世界大戰後のベルサイユ條約においては、それ、旧敵國の警察力を制限したのであります。それから、かような場合も起り得る可能性はあるといふことを頭に置いて考へなければならぬと思ひます。併しながら國民に対する國內治安の維持という問題は、必ずしも軍隊があつたから安全だといふことも申せないものであります。從來の革命の例を御覽になれば分ります通り、軍隊がなかつたから革命が成功したとか、軍隊があつたから革命が成功しなかつたといふような考へ方は必ずしも當らないのであります。たとへば大軍備を持つておる國においても革命はしばしば成功したのであります。そういう意味からいへば、この問題のみを以て國內治安の維持の可能であるかどうかといふ考へ方も必ずしも至當でない。日本國民の心構への問題に帰するといふふうに考へておるわけでありまして。

○小川友三君 賠償の設置法であります。政府がこの應を果すために、極めて誠意を表現し、積極的にこれをやるという意味をこの法律の文句の上に現わしてはどうか、こう思ひます。この案によりますと、まあ負けたから仕様がな

うな感じは、これによると積極的な意
味がないので、そういうような感じを
持つ方もあるのじやないかというよう
に思うのでありまして、これは敗戦の
責任を果すために先ず誠意を示す、積
極的に賠償を作つて、そして万全
を期して、大蔵、商工、農林、安本、
運輸等、非常に関連のある発電所、汽
車、汽船をやるとか、機械を取外すと
かいう部面が非常に多いのであります
から、この單一細胞的な、下級動物的
な組織である感じがするものでなく、
やはり第一局とか第二、第三、第四局
というよりなものを設けて、荷造りす
る材料は農林省関係が積極的に行ふ。
それから現業には練達の人格者を以て
とし、荷造りをしたものを期日の來
ん前に送り出すというよりな積極性
を持つて頂いて、そして賠償の意思を
表示して行く。平和文化國家日本を作
るというために、この意を作るに當り
ましては、特に政府は眞剣にやつて頂
きたい、かように思うのであります

が、この案の裏には幾多のそりした氣
持が盛られておるとは固く信じており
ますが、これだけを見ますと、極めて
簡單なものでありまして、其だ遺憾に
思うのであります。外務大臣の御意
思をお伺いしたいと思ひます。

それから賠償額が短い期間のように
大臣は言われておりますが、相当大き
な賠償金がでる請求せられるであろ
うというところは想像できます。それは
五年十年では到底支拂い得ない。数十
年を要するのではないかと、本員は危
惧する者であります。こうした場合、
並びに賠償につきまして、日本にそ
うした積極的な誠意を示した行爲を認
めて下すつて、これとこれは先ず当分待

つてくれるということに相成つた場合
に、やはり賠償額の仕様が残留をいた
しまして、相当長期に亘るのではな
いか、我々の生きておる中に解決は着
かないのではなかつたか、長年月を要す
るうちに突は想像いたしておるの
であります。この点につきまして賢明
なる大臣の御答弁をお願いいたしま
す。

○國務大臣(青田均) 小川委員の御
質問にお答えいたします。我々日本國
民はボツダム宣言を受諾して以來、誠
心誠意その義務を履行することに全力
を致しておるのであります。歴代の政
府は機会あるごとに、日本國民のボツ
ダム宣言履行に関する、誠なる履行
を表明して参つておるのであります。
今後同様の方針であることは疑い
を入れないと思ひます。併しこのお手
許に今御審議を願つております法律は、
賠償問題の実法を決めたものではあ
りませんで、賠償の実施に関するた
だ機關の構成を決めたに過ぎないので
あります。実法ではないことは御承
知の通りであります。他の法律で申
せば民事訴訟法とか、刑事訴訟法とか
いうような形の、手続法の一部ともい
うべきものであります。日本國民のボ
ツダム宣言履行に関する熱意を表明す
る場所としては必ずしも適當でない
というふうに考えられるわけでありま
す。

それから第二点の、將來の賠償事務
は数十年に亘つて継続するのではない
かという御意向に伺つたのであり
ますが、御承知の通り賠償問題に
ついては、第一回世界大戦後のヨーロ
ッパにおける賠償問題の全面的失敗に
鑑みまして、今回の戦争後における賠

償問題は前回とは全然その行き方を
変えたのであります。平和後久しきに
亘つて、戦敗國民に賠償の支拂いを行
はせるとき方法は捨てて、そして思
切つて一氣にできるならば、現に地上
に残つておる現物を賠償物件として取
立てるといふことを主たる考え方
としております。現在ヨーロッパにお
いて、一部生産賠償と称して、生産品
による賠償を数年間に亘つて支拂わ
せる方法も見えておりますけれども、連
合國の大多數はかような方法に對して反
對の意向を持つておるのであります。
將來のことは必ずしも予言はできま
せんが、我々の希望としてはできるだ
け現物賠償によつて一氣に撤去する
ものは撤去してしまふ、それですべて
問題は解決する。久しきに亘つて生
産賠償のごときことは極力これを避けた
い、こういう意向であります。賠償
問題の解決がさほどの長年月に亘るもの
とは予想してないわけであります。

○澤田均(青田均) 先程の外務大臣の
言葉の通り暴力革命の成否は必ずしも
軍隊の存否とは関係ないことは存
じますが、將來万が一軍隊の解散さ
れた後の日本に暴力革命が起つたと
思ひましたときには、その第一順
位はどこの國の軍隊が來て治安を維持
してくれるのか、こういう順位を定め
てくれるのか、こういう非常に大事な
ことと存じます。過去におきまして、中
國が北清事變の時に内地の治安が乱れ
た時に、日本からその治安を維持する
ために出兵いたしました。ところが他
の各國も自己の國の在留邦人の保護の
ために各國が軍隊を派遣しまして、各
國の軍隊の間に騒動を起したことがあ

りました。そしてその結果なか／＼
撤兵をせしめて、又その後に残つた
國が原因で日清戦争としてそういうこ
とがあつたように記憶いたします。の
で、將來望ましいことでありませんが、
若し万一日本の國內においてそういう
ことが起つたときとしまして、非常に日
本の國が困りますので、予めそういう順
位を定めておくことが大切だ
と存じます。今度の講和會議は決して
外國と日本との間の交渉ではなくして
連合國同士の間で申合せを日本にただ
傳達するだけのことは承つておりま
すけれども、ジュネーヴの國際會議、そ
の他最近のヨーロッパの國際會議に行
われておるところの平和條約の要領を
承りますと、大体敗戰國の希望はちよ
つとは聴いてくれるのでございませ
んの、若し万一日本に講和會議の希望
を聞かれたときには、私はやはり日本
に若し万が一内乱が起つたときには、一
体どの國が先に治安を維持してくれる
のかその順位を予め決めて置くのが万
一の場合に必要でないか、このことを
非常に心配いたしますので、この点御
意見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(青田均) 只今澤田さん
からいろいろ御意見の陳述がございま
したが、私共の現在考えておりますこ
とは、日本國內の治安を維持すること
は、我々國民の熱と努力によつて容易
になし得る問題であると考えておるの
であります。まずから助けることの
できない民族を外國の血の代償を拂
つてまで援助を與へることも考えられ
ません。又我々國民として國の内政の
干渉を予め外國に依存するといふこと
は、三流、四流の民族ならばいざ知ら
ず、我々の民族としては、所詮かよう

なことは考えられないことである。か
ように考えておりますので、將來とい
えども日本國內に暴力革命が起つたと
きに、その鎮壓に對して外國に依存す
るという考へ方は、恐らく日本
國民の大多數の同意を得られないこと
を確信いたしておるのであります。必
ずしも澤田さんの御心配になるような
意氣地のない國民ではなかつたと考
へます。

○山下義信 此の法案の條文につ
きましてお尋ねしたいと思ひます
が、連絡調整事務局の方の法案につ
きまして、すでに法案の表題が連絡調
整事務局であります。第一條にもその
ことが言つてあり、第二條の場合に連絡
調整事務局の組織が出ておるのであり
ますが、一体組織は從來と違つて新
しい變つた作り工合にできておるよ
うに思ひます。第九條に参りますと「連
絡調整中央事務局に長官一人を置く」
とあります。連絡調整事務局の長官と
いふのが見えておるんですが、この役
所は連絡調整事務局という役所であつ
て、その長官の名前は連絡調整中央事
務局長となりますのか、その辺が法文
を拜見いたしましてよく分りません
で、御説明を得たいと思ひます。

それからいふ一つは第二條の第三項
のところに「外務大臣又は賠償長官
は、前項に規定する事務につき」云々
とございませう。この特殊財産及び賠償
に関する事務につきましては、賠償
長官と外務大臣とが地方事務局の長を
指揮することができるようになつてお
るようございませうが、その他のこと
は外務大臣は指揮をいたしませんか。
ただ特殊財産、賠償に関する事務だけ
について地方事務局長を指揮するの

なことは考えられないことである。か
ように考えておりますので、將來とい
えども日本國內に暴力革命が起つたと
きに、その鎮壓に對して外國に依存す
るという考へ方は、恐らく日本
國民の大多數の同意を得られないこと
を確信いたしておるのであります。必
ずしも澤田さんの御心配になるような
意氣地のない國民ではなかつたと考
へます。

○山下義信 此の法案の條文につ
きましてお尋ねしたいと思ひます
が、連絡調整事務局の方の法案につ
きまして、すでに法案の表題が連絡調
整事務局であります。第一條にもその
ことが言つてあり、第二條の場合に連絡
調整事務局の組織が出ておるのであり
ますが、一体組織は從來と違つて新
しい變つた作り工合にできておるよ
うに思ひます。第九條に参りますと「連
絡調整中央事務局に長官一人を置く」
とあります。連絡調整事務局の長官と
いふのが見えておるんですが、この役
所は連絡調整事務局という役所であつ
て、その長官の名前は連絡調整中央事
務局長となりますのか、その辺が法文
を拜見いたしましてよく分りません
で、御説明を得たいと思ひます。

並びに賠償につきまして、日本に有利な積極的な誠意を示した行爲を認め下すつて、これとこれは先ず当分待

つては、第一回世界大戦後のヨーロッパにおける賠償問題の全面的失敗に鑑みまして、今回の戦争後における賠償

は、三流、四流の民族ならはざ知らず、我々の民族としては、所詮かやう

に於て特殊財産、賠償に関する事務だけについて地方事務局を指揮するの

で、それ以外のことは御指揮なさいます。外務大臣は……その点を二点伺いたいと思います。

○閣下大臣(山田均) 第三條の解釈は只今の御了解の通りであります。外務大臣は特殊財産の問題に関する限り地方事務局の長を指揮監督いたします。賠償問題に関する限り賠償監督の長官が地方事務局を指揮監督するといふだけの規定に過ぎないのであります。

それから連絡調整事務局の長は連絡調整事務局長官がこれに当るのであります。第九條の第一項の通りであります。

○山下義信 すでにお尋ねしているのですが、連絡調整事務局という役所であつて、この法文の書き方の如何によりまして、その連絡調整事務局の中に中央事務局と地方事務局と、こゝあるように見えておるのです。そのでないのでしょうか。作り方がさうでないのだと思ひますが、連絡調整事務局は中央事務局と、地方事務局とでできておると、こゝういふふうに第二條では見える。さうするとこの役所の長官は連絡調整事務局長官という名にならぬと、長官の職名と役所の名前とが一致しないといふことを私は尋ねてゐるのであります。第九條によりまして「連絡調整中央事務局に長官一人を置く」とありますだけで、この連絡調整事務局長官といふものがこの中に見えていないようにですが、どこにありませんか。

○閣下大臣(山田均) 実は只今お尋ねの点はそれ程までに考へないで、從來連絡調整中央事務局総裁といふ者がおりまして、それがこの連絡調整事務局

の地方の事務局を管轄し、監督指揮して来たものですから、ついそのまゝそつくりこちらの方に移した關係上、成る程さういふふうに考へればその關係がはつきりしないかとも思ひますが、この第二條の初めに、連絡調整事務局は中央事務局及び連絡調整地方事務局とすると、こゝう書いたままで、中央に属するといふ意味のことがはつきり出でなかつたために、お話のような疑いを生ずる處れがあると思ひますが、書きました趣意は中央に連絡調整事務局長官があつて、地方の事務局はそれが指揮監督するといふ趣意で書いたに相違はないのであります。けれども、ちよつと書き方が或いは不完全であつたかと思ひます。

○山下義信 大臣の御答弁のうちに、これは條文を都合によりまして修正しなくちや御趣意に合はんとお思ひますが、まあ後の審議に譲ることにして、第一点の外務大臣が地方事務局長を指揮しますといふことが、特殊財産及び賠償に関する事務だけに限つて、連合國官憲との連絡に関する事務の方はなぜ外務大臣の指揮の中から除かれましてのございませうか。

○閣下大臣(山田均) 御承知の通り今日の日本におきましては、公式の意味における外交といふのがないわけでありまして、連合國官憲と日本政府との關係は、連合國の軍政府が、日本政府を指導するといふ立場から、すべて行われておるのであります。これは外交といふのは本來の仕事にはならないのであります。從來それにも拘わらず、外務大臣が連絡調整事務局の総裁を兼ねてましたのは、一番最初の説明に申述べましたように、当初は連合軍

の軍政府が、日本政府に対する指導その他について、極めて大筋で止めておつたのであります。又それ／＼の事務の所管官廳との直接連絡がとれなかつたために、連絡調整中央事務局を通じて諸般の交渉を行なつておつた、その仕事は渉外事務に比較的確のあつた外務省の吏員の大多數を使つておりました關係上、事務的の調和の上から外務大臣が総裁を兼ねておつたといふことで、便宜上さういふふうになつて参りました。併し理論として見れば、考へて見れば、軍政府と日本政府との關係といふものは、実は外交ではない。日本政府全般に亘る指導でありますから、さういふ意味においては、むしろ外務省といふ一つの省よりも、各省の総合中核の機關である總理廳にこれを置くといふことの方が理論としては通るのである。又今日においてはさういふところから、總理廳に移すことに決定したやうなわけでありまして、

○山下義信 大体その点は承知いたしましたのでございしますが、外務省といふお役所の仕事と、その連絡調整事務局の御趣意と、その点よく承知いたしました。さうしますと、この連絡調整事務局、この條文の上で申しますと、中央事務局の方は一切外務大臣と、中央事務局の方は一切外務大臣と、連絡調整中央事務局の三級官の進退を專行する。こゝういふ書き方からいたしまして、この中央の長官といふ名前が全体の中央、地方を通じてる局全体の一等上になるという点は、先ずこれで間違ひなく、さういふふう

に解釈して差支ないと思ひます。先例にも関連いたしまして考へますので、さういふ御了承願ひたいと思ひます。

○閣下大臣(山田均) お説の通りであります。

○山下義信 よく分りました。そうしますと、ただ問題は連絡事務局の法案の上では役所の名前と長官の職名とが一致しないといふ條文の上だけのことになつておりましたが、この点は當局はどういふふうにお考へになつておりますか。もう一度お考への程を伺つて置きたいと思ひます。

○閣下委員(山田均) その点につきまして御説明申し上げます。これも一つの場合でございますが、これだけいけばいいないといふわけでもございせんが、現在の連絡調整事務局の官制にもございせん。第三條におきまして終戦連絡事務局に左の職員を置く、中央事務局総裁、次長、こゝういふふうになつております。それから地方事務局それぞれ、形式的に申しますと、これを踏襲いたしたことになるのであります。即ち若し参りますと中央事務局の一等上のものは連絡調整中央事務局の長官、こゝういふ名前になるわけでございます。その外に地方事務局に局長がございせん。併しながらその点は第九條でも「長官は、局務を統理し、所部の職員を指揮監督し、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局の三級官の進退を專行する」といふやうな書き方からいたしまして、この中央の長官といふ名前が全体の中央、地方を通じてる局全体の一等上になるという点は、先ずこれで間違ひなく、さういふふう

に解釈して差支ないと思ひます。先例にも関連いたしまして考へますので、さういふ御了承願ひたいと思ひます。

○山下義信 官房次長の御説明でございます。

○閣下委員(山田均) 只今私参りましたばかりで、お尋ねの趣旨をよく了解していませんけれども、恐らく今回の調整事務局は、中央事務局と地方事務局とで成立つてお

さいましたが、私承服いたし兼ねます。それは御踏襲になりました御趣意でもございませう。併しまあ前は勅令でもございませうし、今度は法律でもございませうし、その点はともかくといたしまして、中央事務局総裁といふのは外務大臣の職務と從來勅令にはなつておりました。でありますから終戦連絡事務局に中央事務局を置く總裁を……と多少書き方が妙であります。と、首脳者が外務大臣が兼務いたしますので混雑の處れがございせん。ところが今度の連絡調整事務局は外務大臣に關係がございせん。最高の長官が連絡調整事務局長官といふものになつてありますから、それで職名をはつきりいたして置かざると、例へば終戦連絡中央事務局総裁であつと、名前終戦連絡事務局総裁であつと、名前は何であつとも、外務大臣が兼務するとはつきり條文の中に、勅令に出しておるのでありますから感ひがございせんが、今度は別でございせんか。能く職名などは明らかにいたして置かざると、調整局に中央局と地方局とがあつて、中央局だけの長官はあつて、局長官が見えております。

○閣下委員(佐藤達夫) 只今私参りましたばかりで、お尋ねの趣旨をよく了解していませんけれども、恐らく今回の調整事務局は、中央事務局と地方事務局とで成立つてお

○閣下委員(佐藤達夫) 只今私参りましたばかりで、お尋ねの趣旨をよく了解していませんけれども、恐らく今回の調整事務局は、中央事務局と地方事務局とで成立つてお

○閣下委員(佐藤達夫) 只今私参りましたばかりで、お尋ねの趣旨をよく了解していませんけれども、恐らく今回の調整事務局は、中央事務局と地方事務局とで成立つてお

○閣下委員(佐藤達夫) 只今私参りましたばかりで、お尋ねの趣旨をよく了解していませんけれども、恐らく今回の調整事務局は、中央事務局と地方事務局とで成立つてお

る。ところがその長官は第九條に「連絡調整中央事務局に長官一人を置く」ということになつておるが、その長官と地方事務局との関係等を考へて見るとはつきりしないではないかというやうな御趣旨ではないかと承へたのであります。これは只今も會議次長から申上げておたように思ふのであります。それが現在の官制を、その関係においてはそのまゝ引当したることになつております。それからこの現在の官制は「但し総裁は外務大臣をして兼ねしむる」という項目がありまして、今度の設置法にはこれはございませぬけれども、その点は今の問題に觸れる、直接関係のある事柄ではない、理窟の上では関係のないことと考へるわけでありまして、そこで御趣旨の趣旨を正面からお答え申上げなければならぬのであります。この調整事務局は「連絡調整中央事務局、及び連絡調整地方事務局」とありまして、要するにこの中央には中央事務局という名前の役所を置き、その出先として連絡調整地方事務局というものが設けられるというのを意味してゐるものに外ならないのであります。従つて中央事務局の長官は、これは中央事務局の長官でありまして、地方事務局の長官ではないけれども、地方の事務局に対する関係におきましては、普通の役所の本廳の長官とその地方出先の役所との関係というのと同じであるというふうに考へてゐる次第でございます。

○山下義信君 長官の御説明、ちよつと私の質問の趣旨を、大体さうでありまして、一、二違ひます。中央事務局と地方事務局との関係を聞いたのじやありませんか。この役所は連絡調整事務局と稱するの、連絡調整中央事務局と稱するの、その点が明瞭でないというのであります。中央事務局と地方事務局との関係はよく分つております。この役所、連絡調整事務局という役所を置くという法律に、その長官というものが、中央事務局局長官と稱する、つまり中央事務局と地方事務局と二つの連絡調整事務局の中に置く、こゝにあるように第二條が見えますので、そんなら連絡調整事務局局長官と稱するものが要るじやないか、こゝういふことを言ふのであります。役所の名前には連絡調整事務局という名前にして置いて、長官の名前は、中央事務局と地方事務局と二つあると役所の内容を第二條に調つて置いて、そうして長官だけを中央事務局局長官という名を與へたのはどういふわけか、こゝういふことを聞いておるのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 分りません。この連絡調整事務局と申しますのは、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局の総稱として、かような名前を付けておるわけでありまして、言ひ換へますれば、連絡調整事務局は、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局より成るというふうに考へておるわけでありまして、従ひましてその組織、これは例は適用してはございませぬけれども、これが二つ即ち中央と地方とが集つて連絡調整事務局というものを構成しておるということになるわけであり、その總稱ということになるのであります。便法みたいなものだといふ御説明をしようと思つておたのであります。が、適切な例ではございませぬ。中央事務局と地方事務局との官制上はつきり決められておる筈であり、地方事務局というものがこの出先として官制の上で決められておる筈であるといふことの考へでありまして、それを總稱したものが連絡調整事務局といふに存するものであります。

○山下義信君 そうしますと、連絡調整事務局という役所はあるのですか、ないのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 中央事務局と地方事務局とより成る一つの組織体を總稱的に見ました場合に、連絡調整事務局といふものがあるといふことになるわけでありまして、

に、組織として中央あり、地方ありといふ書き方になつておつて、御説明の上では連絡調整事務局が即ち中央事務局だと、こゝういふ御説明なんでありまして、言ひ換へるといふと、連絡調整事務局という名前と別の名前で言うて見たらば連絡調整中央事務局と言ふのか。別に中央事務局というのを除いて、他に連絡調整事務局という役所があるのじやなしに、連絡調整事務局といふ總稱が即ち中央事務局といふ別名だといふ考へで、こゝういふ長官の御説明と聞きまして、その通りでございます。

○政府委員(佐藤達夫君) 普通の場合で申しますれば、恐らく連絡調整事務局と一本槍で書きまして、そうして連絡調整事務局に出先の役所として出張所を置くことができると書けば、恐らく普通の例でございませぬから御納得が行くのだらうと思ひます。ところが、これは結論においては同じに近しいと思ひますけれども、その考へ方とは違つて考へ方でありまして、地方事務局といふものと、この中央事務局と、一應は対立した形にこれを取上げて、そのうちこの中央と地方との事務局を總合したものとして連絡調整事務局と見る。そうして今度は長官はどこに置くかといふと、中央事務局の長官として置いて、そうしてそれが地方事務局の方にも統轄権を及ぼすという考へ方に立つておるわけでありまして、今先に申しました普通の例と照し合して一考へ頂ければ、又これはこれとして一つの行き方であるといふことを御了解願へるのではないかとこゝういふに存じております。

○山下義信君 大分分つて参りました。組織として中央あり、地方ありといふ書き方になつておつて、御説明の上では連絡調整事務局が即ち中央事務局だと、こゝういふ御説明なんでありまして、言ひ換へるといふと、連絡調整事務局という名前と別の名前で言うて見たらば連絡調整中央事務局と言ふのか。別に中央事務局というのを除いて、他に連絡調整事務局という役所があるのじやなしに、連絡調整事務局といふ總稱が即ち中央事務局といふ別名だといふ考へで、こゝういふ長官の御説明と聞きまして、その通りでございます。

○政府委員(佐藤達夫君) 普通の場合で申しますれば、恐らく連絡調整事務局と一本槍で書きまして、そうして連絡調整事務局に出先の役所として出張所を置くことができると書けば、恐らく普通の例でございませぬから御納得が行くのだらうと思ひます。ところが、これは結論においては同じに近しいと思ひますけれども、その考へ方とは違つて考へ方でありまして、地方事務局といふものと、この中央事務局と、一應は対立した形にこれを取上げて、そのうちこの中央と地方との事務局を總合したものとして連絡調整事務局と見る。そうして今度は長官はどこに置くかといふと、中央事務局の長官として置いて、そうしてそれが地方事務局の方にも統轄権を及ぼすという考へ方に立つておるわけでありまして、今先に申しました普通の例と照し合して一考へ頂ければ、又これはこれとして一つの行き方であるといふことを御了解願へるのではないかとこゝういふに存じております。

○山下義信君 大分分つて参りました。組織として中央あり、地方ありといふ書き方になつておつて、御説明の上では連絡調整事務局が即ち中央事務局だと、こゝういふ御説明なんでありまして、言ひ換へるといふと、連絡調整事務局という名前と別の名前で言うて見たらば連絡調整中央事務局と言ふのか。別に中央事務局というのを除いて、他に連絡調整事務局という役所があるのじやなしに、連絡調整事務局といふ總稱が即ち中央事務局といふ別名だといふ考へで、こゝういふ長官の御説明と聞きまして、その通りでございます。

○政府委員(佐藤達夫君) 普通の場合で申しますれば、恐らく連絡調整事務局と一本槍で書きまして、そうして連絡調整事務局に出先の役所として出張所を置くことができると書けば、恐らく普通の例でございませぬから御納得が行くのだらうと思ひます。ところが、これは結論においては同じに近しいと思ひますけれども、その考へ方とは違つて考へ方でありまして、地方事務局といふものと、この中央事務局と、一應は対立した形にこれを取上げて、そのうちこの中央と地方との事務局を總合したものとして連絡調整事務局と見る。そうして今度は長官はどこに置くかといふと、中央事務局の長官として置いて、そうしてそれが地方事務局の方にも統轄権を及ぼすという考へ方に立つておるわけでありまして、今先に申しました普通の例と照し合して一考へ頂ければ、又これはこれとして一つの行き方であるといふことを御了解願へるのではないかとこゝういふに存じております。

が、まだ分りませんが、この切らんようにして考へてくれという長官の今の御説明では、連絡調整事務局といふのと連絡調整中央事務局といふものを、第二條では切つておるように見えておるけれども、別名のことだから切らんように考へてくれという御趣旨はよく分るが、私は條文の書き方のことを言つておるのであります。第一條ではこゝうなつております。「内閣総理大臣の管理の下に、連絡調整事務局を設置し、」とありまして、中央事務局のことなれば、地方事務局のこともない。第二條に來ますと、役所は連絡調整中央事務局といふ役所に明白になつております。第二條と第九條の長官の職名その他は成る程これもハッキリな行き方よく分るのであります。日本式の私共の頭で考へますと、どうも役所の名前と長官の名前とが一致しないやうな設置法案の條文になつておるというのを私が申述べておるわけなんです。ありますが、尙私少し研究することにいたしました。一應質疑を打ち切ります。

○中川幸平君 前のことを引張り出して言ふやうでありますけれども、法務廳の設置法案のときに、最高法務廳となつておつたのにつしかな役所に最高法務廳といふ名前はおかしいじやないか「最高」といふ字を取つたらどうかと言ひますと、司法大臣が、自分もそう思ひけれども司令部がさういふやうな名前を附けるやうの仕方がなしに附けたといふやうなことで、いろいふやつて見ますと、「最高」といふ名前は要らなんだといふことで、「最高」といふ名前を取つた例があるのであります。この法案は山下委員が言われる通りに私共も大変おかしう感じて

が、まだ分りませんが、この切らんようにして考へてくれという長官の今の御説明では、連絡調整事務局といふのと連絡調整中央事務局といふものを、第二條では切つておるように見えておるけれども、別名のことだから切らんように考へてくれという御趣旨はよく分るが、私は條文の書き方のことを言つておるのであります。第一條ではこゝうなつております。「内閣総理大臣の管理の下に、連絡調整事務局を設置し、」とありまして、中央事務局のことなれば、地方事務局のこともない。第二條に來ますと、役所は連絡調整中央事務局といふ役所に明白になつております。第二條と第九條の長官の職名その他は成る程これもハッキリな行き方よく分るのであります。日本式の私共の頭で考へますと、どうも役所の名前と長官の名前とが一致しないやうな設置法案の條文になつておるというのを私が申述べておるわけなんです。ありますが、尙私少し研究することにいたしました。一應質疑を打ち切ります。

○中川幸平君 前のことを引張り出して言ふやうでありますけれども、法務廳の設置法案のときに、最高法務廳となつておつたのにつしかな役所に最高法務廳といふ名前はおかしいじやないか「最高」といふ字を取つたらどうかと言ひますと、司法大臣が、自分もそう思ひけれども司令部がさういふやうな名前を附けるやうの仕方がなしに附けたといふやうなことで、いろいふやつて見ますと、「最高」といふ名前は要らなんだといふことで、「最高」といふ名前を取つた例があるのであります。この法案は山下委員が言われる通りに私共も大変おかしう感じて

が、まだ分りませんが、この切らんようにして考へてくれという長官の今の御説明では、連絡調整事務局といふのと連絡調整中央事務局といふものを、第二條では切つておるように見えておるけれども、別名のことだから切らんように考へてくれという御趣旨はよく分るが、私は條文の書き方のことを言つておるのであります。第一條ではこゝうなつております。「内閣総理大臣の管理の下に、連絡調整事務局を設置し、」とありまして、中央事務局のことなれば、地方事務局のこともない。第二條に來ますと、役所は連絡調整中央事務局といふ役所に明白になつております。第二條と第九條の長官の職名その他は成る程これもハッキリな行き方よく分るのであります。日本式の私共の頭で考へますと、どうも役所の名前と長官の名前とが一致しないやうな設置法案の條文になつておるというのを私が申述べておるわけなんです。ありますが、尙私少し研究することにいたしました。一應質疑を打ち切ります。

○中川幸平君 前のことを引張り出して言ふやうでありますけれども、法務廳の設置法案のときに、最高法務廳となつておつたのにつしかな役所に最高法務廳といふ名前はおかしいじやないか「最高」といふ字を取つたらどうかと言ひますと、司法大臣が、自分もそう思ひけれども司令部がさういふやうな名前を附けるやうの仕方がなしに附けたといふやうなことで、いろいふやつて見ますと、「最高」といふ名前は要らなんだといふことで、「最高」といふ名前を取つた例があるのであります。この法案は山下委員が言われる通りに私共も大変おかしう感じて

あります。この法案は山下委員が言われる通りに私共も大変おかしう感じて

が、この場合は局或いは都を設けずして、課というような小さな分掌單位を設けるつもりでありますので、この細目については長官が定めるというような書き方にいたしておるわけであります。

○委員長(下條康博君) それでは今日はこの程度に止めまして、明日午後一時からは委員会を開きますからどうぞ御

午後三時三十八分散会
出席者は左の通り。
委員長 下條 康麿君
理事 太田 敏兄君
委員 山下 義信君
岩崎正三郎君

今泉 政喜君
北村 一男君
中川 幸平君
竹中 七郎君
深川タマエ君
小野 哲君
伊達源一郎君
千田 正君
小川 友三君

國務大臣	外務大臣	菅田	均君
政府委員	外務事務官 （經務局長）	太田	一郎君
	外務事務官 （管理局長）	大野	勝巳君
外務事務官 （終戰連絡中央事務局政治部長）	山田	久就君	

終戰連絡中央事務局管理部長 磯野 勇三君

九

外務事務官 島津 久大君
(終戦連絡中央事務局賠償部長)
内閣官房次官 曾根 益君
法制局長官 佐藤 達夫君

一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、賠償臨時設置法案(予第三号)
一、連絡調整事務局臨時設置法案(予第四号)

賠償臨時設置法案

賠償臨時設置法

第一條 臨時に、内閣総理大臣の管理の下に、賠償臨時設置し、左に掲げる事項を掌らしめる。

一 賠償実施の基本的事項の企画立案に関する事項

二 賠償実施に関する作業責任官廳の事務の総合調整、推進及び監査に関する事項

三 賠償物件の引渡に関する事項

四 賠償に関する調査に関する事項

第二條 賠償臨時に長官を置く。
長官は、國務大臣を以てこれに充てる。

長官は、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官の進退を専行する。

第三條 賠償臨時の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。
賠償臨時の組織の細目については、長官がこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

連絡調整事務局臨時設置法案

連絡調整事務局臨時設置法

第一條 臨時に、内閣総理大臣の管理の下に、連絡調整事務局を設置し、連合國各憲との連絡に関する事務及びこれに関連する各廳事務の総合調整に関する事務を掌らしめる。

第二條 連絡調整事務局は、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局とする。

連絡調整地方事務局において、前條の事務の外、特殊財産及び賠償に関する事務を掌る。

外務大臣又は賠償臨時長官は、前項に規定する事務につき連絡調整地方事務局の長を指揮監督する。

第三條 連絡調整中央事務局に官房及び三部を置く。

第四條 官房においては、人事、文書、会計その他連絡調整中央事務局の庶務に関する事務を掌る。

第五條 第一部においては、連合國官憲との往復及び連絡一般並びに連絡調整地方事務局に関する事務を掌る。

第六條 第二部においては、連合國官憲との連絡に關連して各廳事務の総合調整に関する事務を掌る。

第七條 第三部においては、極東國際軍事裁判及び連合國の行方軍事裁判に関する連絡に関する事務を掌る。

第八條 連絡調整地方事務局は、これを横浜、札幌、仙台、大分、須賀、名古屋、京都、大阪、神戸、呉、高松及び福岡市に置く。
内閣総理大臣は、必要があると

きは、所要の地に、連絡調整地方事務局の事務の一部を分掌させるため、その出張所を置くことができる。

第九條 連絡調整中央事務局に長官一人を置く。
長官は、局務を統理し、所部の職員を指揮監督し、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局の三級官の進退を専行する。

第十條 連絡調整事務局の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。
連絡調整事務局の組織の細目については、長官がこれを定める。

第十一條 連合國官憲との連絡に関する各廳事務の総合調整に関する事項を審議するため、政令の定めるところにより、連絡調整事務局に連絡調整委員会を置くことができる。

附則

第十二條 この法律は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際に設置する連絡調整地方事務局の出張所は、次の通りとする。

横浜連絡調整地方事務局の出張所

立川出張所

九州連絡調整地方事務局の出張所

熊本出張所

小倉出張所

大分出張所

鹿児島出張所

第十四條 左に掲げる勅令は、これを廃止する。

終戦連絡事務局官制
終戦連絡中央事務局賠償部臨時設置制

第十五條 外務省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「並ニ移殖民及海外拓殖事業ニ關スル事務」を「移殖民及海外拓殖事業ニ關スル事務並ニ特殊財産ニ關スル事務」に改める。
第三條中「四局」を「五局」に改め「管理局」の次に「特殊財産局」を加える。

第七條中「事務並ニ」を「事務」に改め、「外務大臣ノ指定スルモノ」の下に「並ニ引揚ニ關スル事務」を加える。

第八條を第九條とし、第九條を第十一條とし、第十條を第十二條とする。

第八條 特殊財産局ニ於テハ連合國最高司令官ノ要求ニ基キ返還スベキ物件ノ調査、保管及処分ノ他特殊財産ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 日本占領ニ關スル記録ノ蒐集編纂並ニ研究ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲メ外務省ニ特別資料部ヲ置ク特別資料部ニ部長一人ヲ置ク

外務部内一級官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十六條 昭和二十二年法律第二百三十九号(内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律)の一部を次のように改正する。

第四條を削る。